



五管区水路通報第30号

631項-657項

平成25年8月2日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第631項	和歌山下津港	海南区、第1区及び第2区	防波堤築造工事等
第632項	和歌山下津港	海南区、第2区	離岸堤築造工事
第633項	大阪湾		ヨットレース
第634項	阪神港	大阪区、第3区	護岸築造工事
第635項	阪神港	大阪区、第3区	水路測量
第636項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	掘下げ作業等
第637項	阪神港	尼崎西宮芦屋区及び付近	ヨットレース
第638項	阪神港	神戸区、第3区	橋梁点検作業
第639項	阪神港	神戸区、第4区	レガッタ練習
第640項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第641項	阪神港	神戸区、第5区及び第6区	施設灯一時消灯
第642項	淡路島	津名港	花火大会
第643項	淡路島	由良港北西方	魚礁設置
第644項	淡路島	由良港	離岸堤延長
第645項	東播磨港		掘下げ作業
第646項	姫路港	飾磨区、第1区	重量物荷役作業
第647項	家島諸島	男鹿島南東方	魚礁設置作業
第648項	淡路島	都志港	花火大会
第649項	淡路島	福良港	花火大会
第650項	紀伊水道	今切港	架橋築造工事
第651項	徳島小松島港	徳島区、第1区	灯台廃止
第652項	徳島小松島港	徳島区、第1区	標識灯設置
第653項	徳島小松島港至る	富岡港付近	ヨットレース
第654項	紀伊水道	橘港	物揚場完成
第655項	紀伊水道	橘港	コンベア等不存在
第656項	四国南岸	室津港	防波堤延長
第657項	四国南岸	高知港	水路測量
お知らせ	A I Sバーチャル航路標識の実用化実験について		

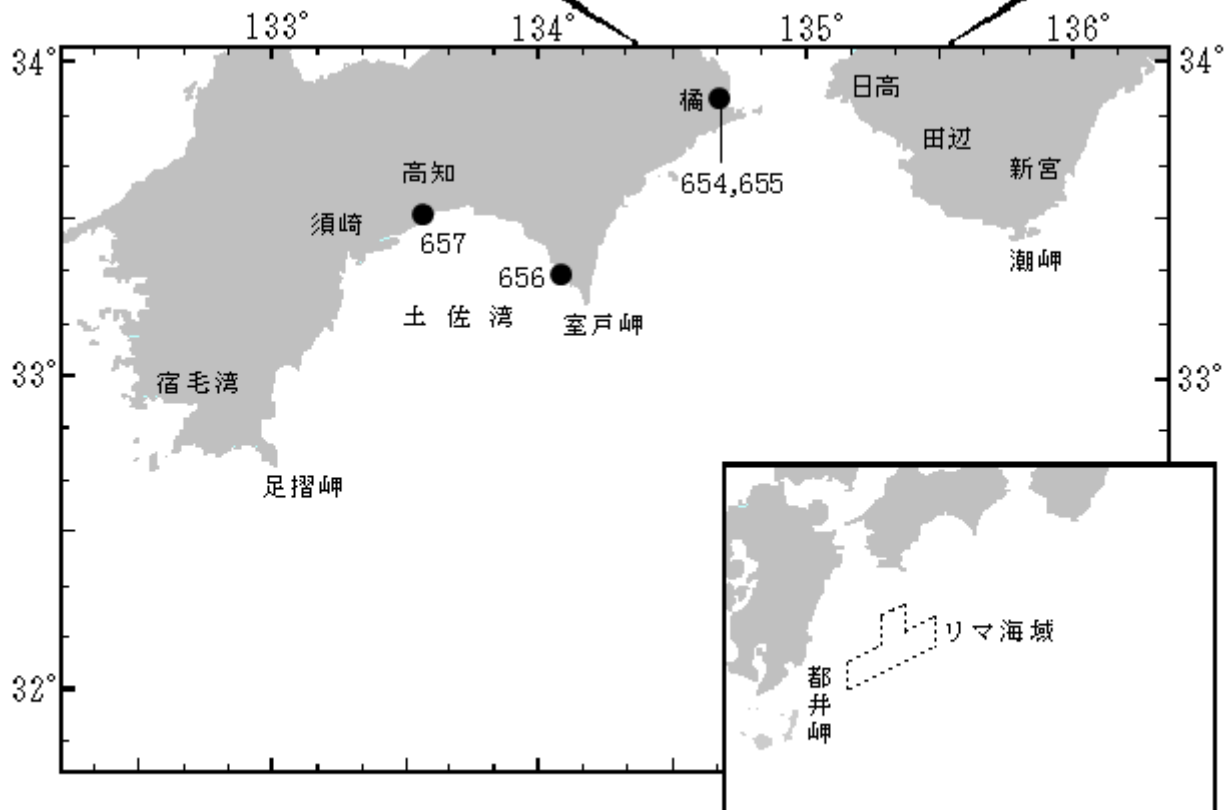
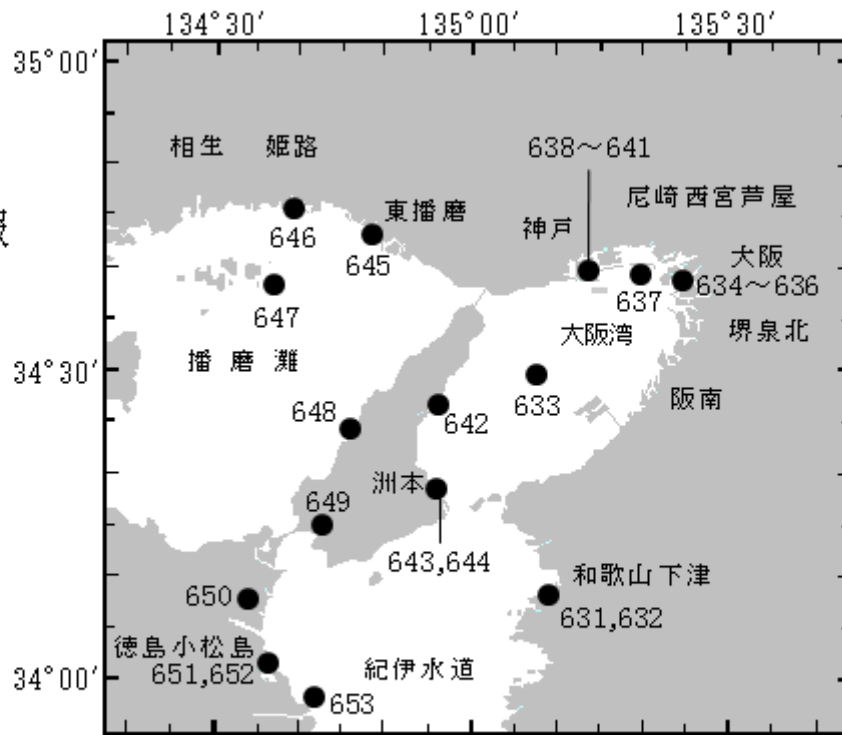
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第29号(平成25年7月26日発行)掲載分)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第30号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★25年631項 和歌山下津港 — 海南区、第1区及び第2区 防波堤築造工事等

北防波堤において、起重機船による防波堤築造工事・灯台移設工事等が実施される。

期 間 平成25年8月5日～平成26年2月10日（予備日11日～28日）日出～日没

区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-08-53.8N 135-11-05.7E
- (2) 34-08-45.1N 135-11-02.5E
- (3) 34-08-46.0N 135-10-51.3E
- (4) 34-08-51.4N 135-10-50.0E
- (5) 34-08-57.5N 135-10-56.4E

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W1145

出 所 和歌山下津港長



★25年632項 和歌山下津港 — 海南区、第2区 離岸堤築造工事

五管区水路通報24年13号314項関連

戸坂漁港において、潜水士・起重機船による離岸堤築造工事が実施される。

期 間 平成25年8月5日～平成26年2月10日（予備日11日～28日）日出～日没

区 域 34-08-15N 135-09-38E 付近

備 考 上記区域明示用の黄色灯付浮標4基が設置される

作業中は警戒船が配備される

海 図 W1145

出 所 和歌山下津港長



★25年633項 大阪湾 ヨットレース

大阪湾において、クルーザーヨット（約10隻）によるヨットレースが実施される。

期 日 平成25年8月15日 0830～2400

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近

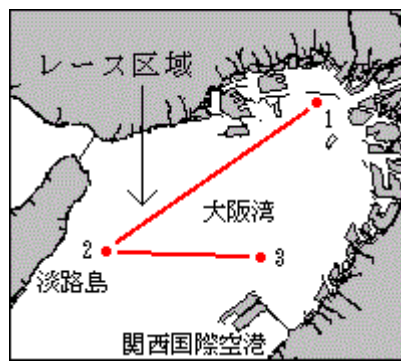
- (1) 34-40.0N 135-20.0E
- (2) 34-30.0N 135-03.0E
- (3) 34-29.6N 135-15.4E

備 考 上記(1)～(3)地点にコースを示す橙色浮標が設置される

レース中は警戒船が配備される

海 図 W150A(JP共)

出 所 神戸海上保安部



★25年634項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸築造工事

住吉川河口において、潜土工・ガット船等による護岸築造工事が実施されている。

期間 平成25年10月31日まで 日出～日没

区域 下記2地点付近

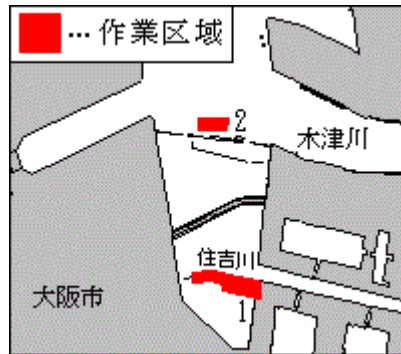
(1) 34-37-04N 135-26-45E

(2) 34-37-33N 135-26-42E

備考 上記(2)地点において、瀬取り作業が行われる
区域内に汚濁防止柵が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W1148-W1146(JP共)-W123(JP共)

出所 阪神港長



★25年635項 阪神港 — 大阪区、第3区 水路測量

尻無川水門付近において、水路測量が実施される。

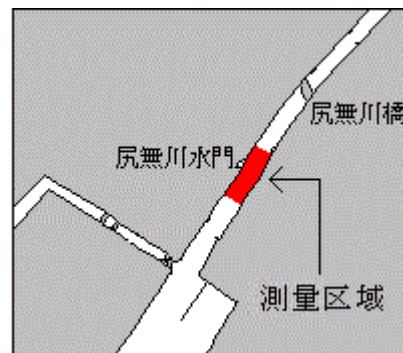
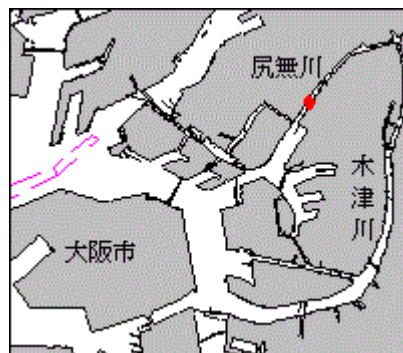
期間 平成25年8月12日～9月13日のうち1日間

区域 34-39-30N 135-27-50E 付近

備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W1148

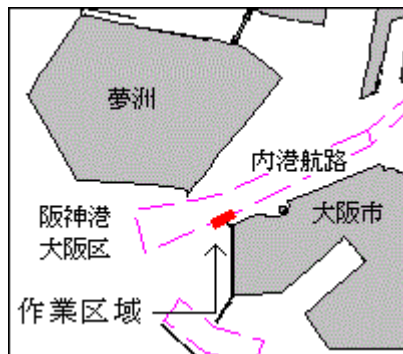
出所 五本部海洋情報部



★25年636項 阪神港 — 大阪区、内港航路及び付近 掘下げ作業等

内港航路及び付近において、ガット台船等による掘下げ作業及び深淺測量が実施されている。

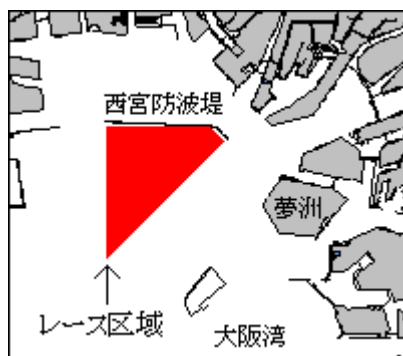
期 間 平成25年9月30日まで 日出～日没
区 域 下記4地点により囲まれる区域
(1) 34-38-24. 2N 135-23-54. 4E
(2) 34-38-21. 3N 135-23-56. 2E
(3) 34-38-17. 2N 135-23-46. 8E
(4) 34-38-20. 1N 135-23-45. 0E
備 考 区域内に汚濁防止柵が設置される
作業中は警戒船が配備される
海 図 W123(JP共)
出 所 阪神港長



★25年637項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区及び付近 ヨットレース

西宮防波堤南方において、クルーザーヨット(約10隻)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成25年8月13日、14日、16日、17日 1000～日没
区 域 下記4地点により囲まれる区域
(1) 34-40-18. 1N 135-21-31. 9E
(2) 34-38-13. 0N 135-18-49. 7E
(3) 34-40-35. 1N 135-18-49. 9E
(4) 34-40-30. 9N 135-21-15. 1E
備 考 上記区域内にコースを示す浮標が2基設置される
レース中は警戒船が配備される
海 図 W1107(JP共)～W1103(JP共)
出 所 阪神港長



★25年638項 阪神港 — 神戸区、第3区 橋梁点検作業

五管区水路通報25年29号608項削除

六甲アイランド橋において、点検作業に伴い吊足場(橋下から約2m)が設置されている。

期 間 平成25年9月30日まで (予備日10月1日～31日)
区 域 34-42-02N 135-16-25E 付近
海 図 W101A(JP共)
出 所 阪神港長



★25年639項 阪神港 — 神戸区、第4区 レガッタ練習

兵庫運河において、レガッタ練習が実施されている。

期 間 平成25年8月31日まで 日出～日没
 区 域 34-39-28N 135-09-55E 付近
 備 考 上記区域内にコースを示す赤色及び黄色浮標が多数設置される
 練習中は警戒船が配備される
 海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
 出 所 阪神港長



★25年640項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年8月2日、3日、10日、11日、17日、18日、22日～25日
 (予備日26日、27日) 0900～日没
 区 域 下記2地点付近
 (1) 34-39-05N 135-10-12E
 (2) 34-38-54N 135-10-49E
 備 考 上記(1)地点に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される
 海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
 出 所 阪神港長



★25年641項 阪神港 — 神戸区、第5区及び第6区 施設灯一時消灯

停電作業に伴い、下記航路標識が一時的に消灯する。

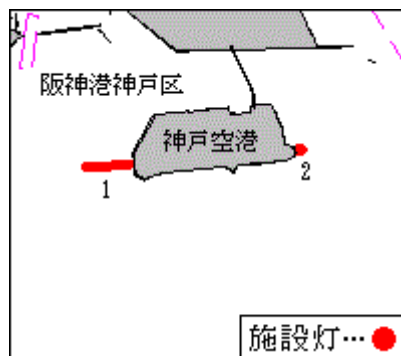
日時 平成25年8月6日2230頃、7日0200頃

1 神戸空港西進入灯施設灯(灯台表第1巻3669.5) (34-37.9N 135-12.0E)及び副灯

2 神戸空港東進入灯施設灯(灯台表第1巻3669.6) (34-38.0N 135-14.5E)及び副灯

海図 W101A(JP共)-W101B(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)

出所 神戸海上保安部



★25年642項 淡路島 — 津名港 花火大会

塩田新島東側において、花火大会が実施される。

期間 平成25年8月11日 2015～2045

区域 34-25-09N 134-54-09E を中心とする半径180mの円内海域

備考 打ち上げ当日の1300～翌日1200の間、上記区域明示用の黄色灯付浮標が3基設置される

行事中は警戒船が配備される

海図 W69

出所 神戸海上保安部



★25年643項 淡路島 — 由良港北西方 魚礁設置

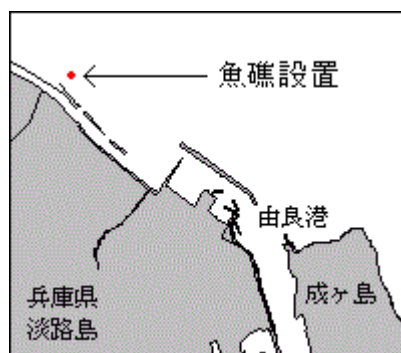
由良港北西方において、魚礁が設置された。

位置 34-18-10.4N 134-56-13.9E

備考 捨石魚礁(海底からの高さは約1m)

海図 W1143-W150A(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★25年644項 淡路島 ー 由良港 離岸堤延長

五管区水路通報25年16号328項削除

成ヶ島北西方において、離岸堤が延長された。

位置 下記2地点を結ぶ線上(幅約6m)

(1) 34-18-01.9N 134-56-21.2E (既設離岸堤先端)

(2) 34-18-01.1N 134-56-22.2E

海図 W1149(由良港)ーW1143

出所 五本部海洋情報部



★25年645項 東播磨港 掘下げ作業

法華山谷川において、起重機台船による掘下げ作業が実施される。

期間 平成25年8月6日～24日(予備日25日～31日)日出～日没

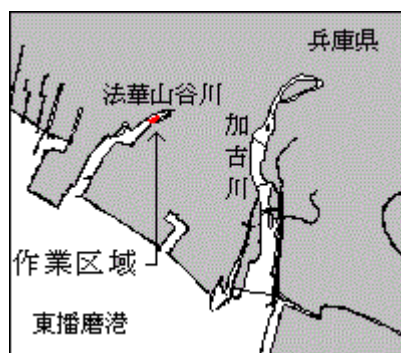
区域 34-45-52N 134-47-05E 付近

備考 区域内に汚濁防止枠が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W107(JP共)

出所 東播磨港長



★25年646項 姫路港 ー 飾磨区、第1区 重量物荷役作業

中島岸壁南西方において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成25年8月7日～9日(予備日10日)日出～日没

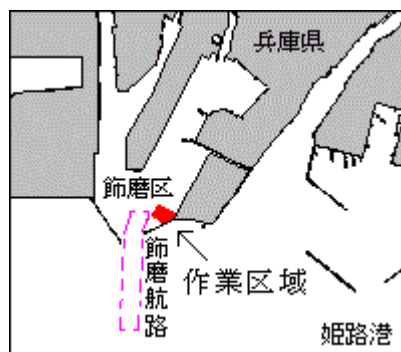
区域 34-45.9N 134-39.4E 付近

備考 夜間、区域内起重機船が停泊する場合は、アンカー位置に黄色灯付浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W134B(JP共)

出所 姫路港長



★25年647項 家島諸島 — 男鹿島南東方 魚礁設置作業

男鹿島南東方において、魚礁設置作業が実施されている。

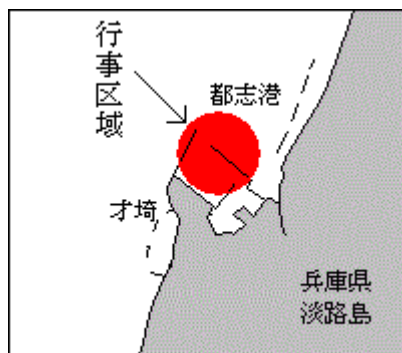
期 間 平成25年10月20日まで（予備日を含む）
区 域 34-38-53N 134-35-40E 付近
海 図 W1113
出 所 姫路海上保安部



★25年648項 淡路島 — 都志港 花火大会

才崎東方において、花火大会が実施される。

期 間 平成25年8月15日（予備日16日）2030～2130
区 域 34-25.0N 134-46.7E 付近
備 考 花火大会当日、上記区域を示す黄色灯付浮標3基が1530～2200の間設置される
行事中は警戒船が配備される
海 図 W150B
出 所 神戸海上保安部



★25年649項 淡路島 — 福良港 花火大会

洲崎島東方において、花火大会が実施される。

期 間 平成25年8月14日 2000～2030
区 域 34-15-06N 134-43-01Eを中心とする半径300mの円内海域
及び34-15-01N 134-42-59Eを中心とする半径400mの円内海域
備 考 上記区域を示す黄色灯付浮標6基及び上記区域内に花火打上げ用台船2基が、
14日日出～15日1200の間設置される
行事中は警戒船が配備される
海 図 W112 (JP共)
出 所 神戸海上保安部



★25年650項 紀伊水道 ー 今切港 架橋築造工事

加賀須野橋西方において、架橋築造工事が実施されている。

期 間 平成25年11月15日まで（予備日を含む）日出～日没
区 域 34-07-49N 134-34-35E 付近
備 考 作業中は警戒船が配備される
海 図 W1214
出 所 徳島海上保安部



★25年651項 徳島小松島港 ー 徳島区、第1区 灯台廃止

五管区水路通報25年28号594項削除

徳島沖洲旅客船ふ頭灯台（灯台表第1巻3437.5）（34-03.2N 134-35.6E）は、廃止された。

海 図 W1126-W150C（JP共）
出 所 徳島海上保安部



★25年652項 徳島小松島港 ー 徳島区、第1区 標識灯設置

沖洲導流堤西端において、赤色標識灯が設置された。

位 置 34-03-10.1N 134-35-36.7E

海 図 W1126

出 所 徳島海上保安部



★25年653項 徳島小松島港至る富岡港付近

ヨットレース

ヨット約90隻によるヨットレースが実施される。

期 間 平成25年8月14日 0730～1600

区 域 下記3地点結ぶ線上付近

(1) 34-02.5N 134-37.0E

(2) 33-55.5N 134-44.0E

(3) 33-54.5N 134-42.5E

備 考 上記(1)(3)にコースを示す球形浮標が設置される
レース中は警戒船が配備される

海 図 W150C(JP共)

出 所 徳島小松島港長



★25年654項 紀伊水道 一 橋港 物揚場完成

橋港において、物揚場が完成している。

区 域 下記3地点を結ぶ線

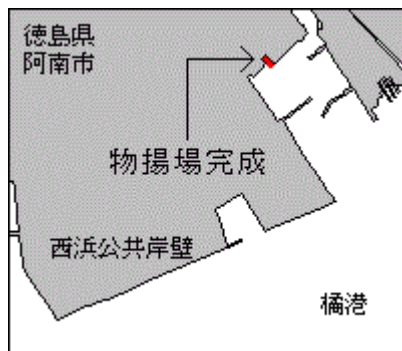
(1) 33-52-26.8N 134-38-39.5E (岸線角)

(2) 33-52-26.5N 134-38-39.8E

(3) 33-52-26.7N 134-38-40.1E (岸線角)

海 図 W1142-W1104

出 所 五本部海洋情報部



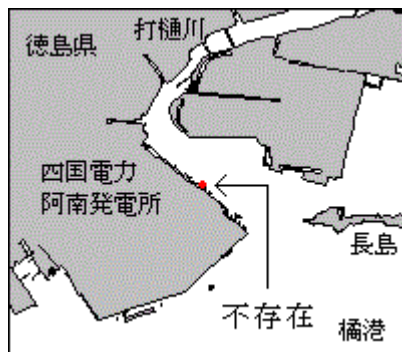
★25年655項 紀伊水道 一 橋港 コンベア等不存在

四国電力阿南発電所付近のコンベア(Conveyor)、柱、土台は存在しない。

位 置 33-52-43N 134-39-27E 付近

海 図 W1142-W1104

出 所 五本部海洋情報部



★25年656項 四国南岸 一 室津港 防波堤延長

室津港において、防波堤が延長された。

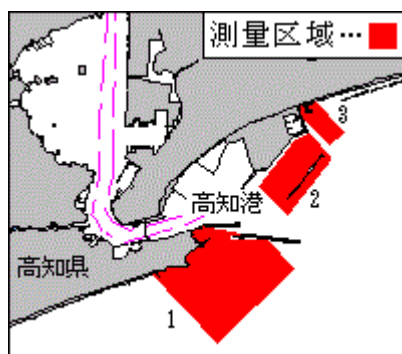
- 位置 下記2地点を結ぶ線上(幅約18.6m)
 (1) 33-17-07.4N 134-08-04.1E
 (2) 33-17-05.7N 134-08-08.9E (既設防波堤先端)
- 備考 下記(3)に設置されていた黄色標識灯は上記(1)に移設された
 (3) 33-17-05.8N 134-08-08.9E
- 海図 W1140
 出所 五本部海洋情報部



★25年657項 四国南岸 一 高知港 水路測量

高知港において、水路測量が実施される。

- 期間 平成25年8月5日～23日のうち4日間
- 区域1 下記8地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 33-30-02.6N 133-34-36.6E
 (2) 33-29-59.2N 133-35-02.1E
 (3) 33-29-58.7N 133-34-55.2E
 (4) 33-29-55.7N 133-34-55.6E
 (5) 33-29-55.6N 133-35-17.1E
 (6) 33-29-42.0N 133-35-32.8E
 (7) 33-29-05.8N 133-34-48.3E
 (8) 33-29-40.8N 133-34-07.9E
- 区域2 下記5地点により囲まれる区域
 (9) 33-30-37.7N 133-35-54.7E
 (10) 33-30-09.1N 133-35-28.5E
 (11) 33-30-23.1N 133-35-12.3E
 (12) 33-30-46.5N 133-35-33.8E
 (13) 33-30-48.9N 133-35-41.8E
- 区域3 下記5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (14) 33-31-05.8N 133-35-43.8E
 (15) 33-30-50.5N 133-36-01.6E
 (16) 33-30-43.7N 133-35-53.2E
 (17) 33-30-56.5N 133-35-38.4E
 (18) 33-31-03.6N 133-35-35.6E
- 備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
 海図 W110
 出所 五本部海洋情報部



AISバーチャル航路標識の実用化実験について（第五管区海上保安本部）

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を実施しています。

AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく経路の指定となる基点の位置に表示されます。

1 表示期間

明石海峡：平成24年4月17日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）
＊平成25年4月1日以降継続

由良瀬戸：平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

2 表示位置



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-54.9
(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Dn (D線北端)：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0
(友ヶ島灯台から315度、2,660m)
Ds (D線南端)：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0
(Dnから180度、3,380m)

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること

由良瀬戸(友ヶ島水道)付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の西側の海域を航行すること
・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の東側の海域を航行すること
・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

3 インターネットによる情報（実験の詳細は、

下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

4 アンケート調査

本実験に関するアンケート調査を第五管区海上保安本部HPで実施していますので、ご意見をお聞かせください。 第五管区海上保安本部HPリンク先↓

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/cat47/honbu/soumu/cat2519/2013-07-02-1412-post-1087.html>

5 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課

078-331-2710（直通）

（平日09:00~17:00）